

「計画通知」案件に関する業務について

令和6年6月19日に改正建築基準法が公布され、令和6年11月1日に改正建築基準法が施行となり、当該改正により同法第18条で定める国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（いわゆる「計画通知」対象建築物）に対する審査・検査等が指定確認検査機関でも実施することが可能になりました。

この改正を受けて、日本建築検査協会株式会社では「計画通知」案件に関する業務を開始すべく、「確認検査業務規程」の改訂を行い、認可されましたので、ご案内申し上げます。

「計画通知」の一連の手続きに関しては、確認審査・検査と概ね同様になりますが、様式の一部が「計画通知」対応になりますので、お問い合わせください。

<改正建築基準法施行前>

○建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる。

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知※)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○

※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。

<施行後>

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○

出典：内閣府「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要」

なお、「計画通知」の手数料については、「確認検査業務手数料規程」の「確認申請手数料」を準用します。

又、特定工程工事終了通知・工事完了通知・仮使用認定申請においても同様に準用します。

※問い合わせ先

「計画通知」のご相談については、本社確認検査部・各支店までお問い合わせください。